

岩手県地方独立行政法人評価委員会運営規程

(趣旨)

第1 この規程は、地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号。以下「条例」という。）第7条の規定により、岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2 委員長は、条例第5条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3 委員会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第4 委員長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第5 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(議事録)

第6 委員会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(各地方独立行政法人に係る審議)

第7 委員会は、県が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）ごとに調査審議を行うものとする。

2 前項の調査審議は、委員に、条例第4条第1項の規定に基づき法人ごとに置く専門委員を加えて行うものとする。

3 第2から第6までの規定は、第1項の調査審議を行う場合に準用する。この場合において、「委員」とあるのは「委員及び議事に関係する専門委員」とする。

(臨時委員の配置)

第 8 委員長は、条例第 4 条第 2 項の規定により臨時委員を置く必要があると認める場合は、委員会に諮った上で、知事にその旨申し出ることとする。

(補則)

第 9 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 26 日から施行する。